

II 国際競争力の確保等

4. 創業・参入拡大等への支援について

(1) わが国の漁業は、経営体数及び就業者数が一貫して減少し、また、就業者の高齢化も進んでおり、後継者不足に直面している状況にある。このような危機的状況から脱し、生産性の大幅な向上と産業としての競争力を回復・強化していくためには、競争環境を整備するとともに、若く意欲のある者の創業や他産業からの漁業参入を促すなど、漁業を活力ある産業と捉えて新規創業が積極化するような支援策を講ずる必要があると考えられる。これを踏まえ、現在、漁業への新規創業や他産業からの参入について、どのような措置を講じており、また、今後、新規創業や他産業からの参入を拡充させるべく、どのような措置を講ずるべきとお考えか、教示願いたい。

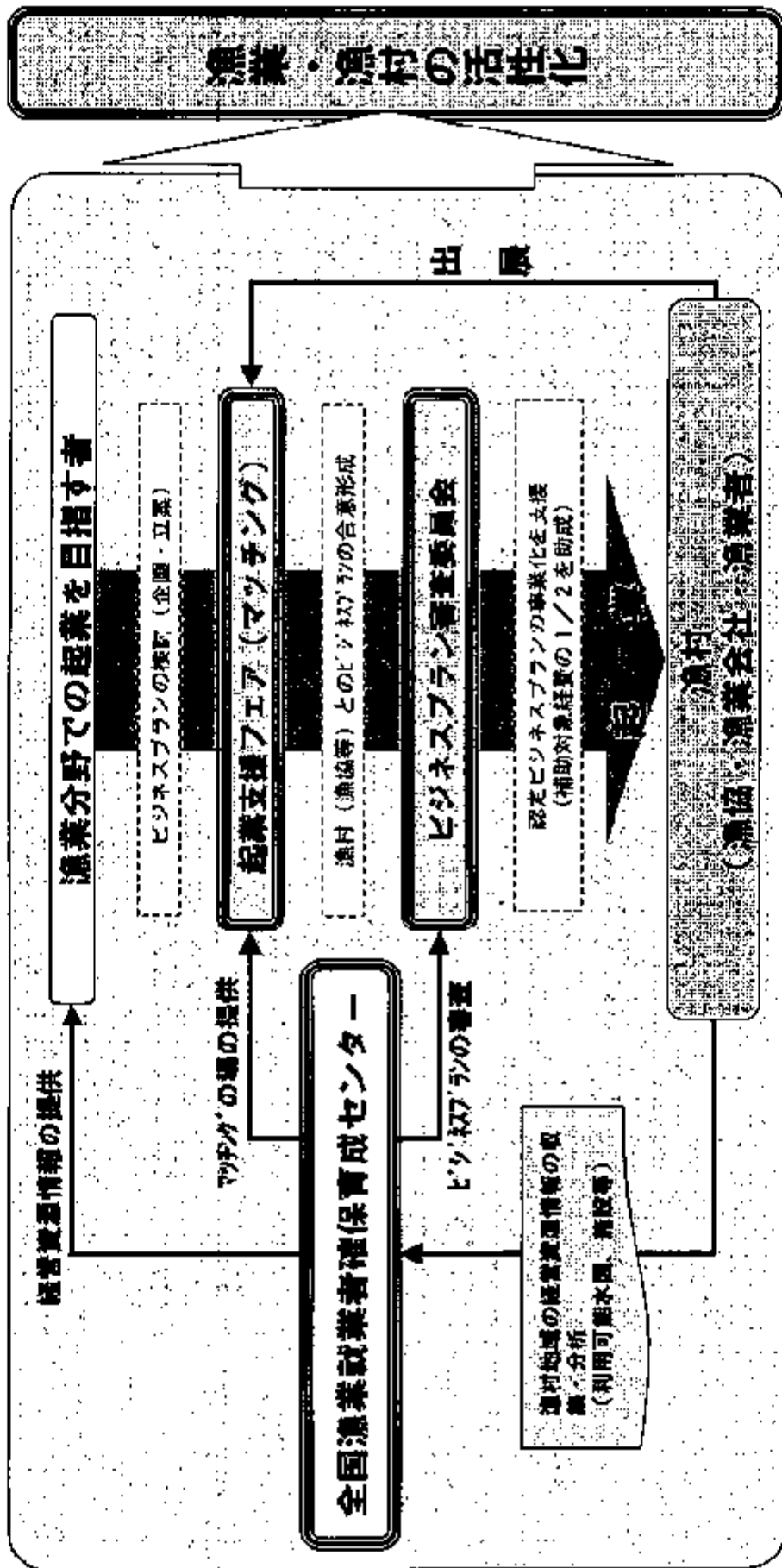
(答)

- 1 他産業から漁業への新規参入については、最近、いくつかの事例が見られている。
- 2 本年3月に閣議決定された新たな水産基本計画においても、これから、我々が早急に取り組む水産政策の改革の一つとして、「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」を掲げており、この実現のため、漁業分野以外からの新規就業や異業種事業者による新規参入を促進し、活力ある漁業就業構造を確立することを重要政策の一つに据えている。
- 3 さらに、今回の漁業法の改正においては、漁船漁業の構造改革の観点から、指定漁業について、試験研究及び新技術の企業化のための操業を行う漁業者に対して許可等の特例を設け、新規参入を促進することとしているところである。
- 4 具体的な支援措置として、キャリア活用型支援事業は、漁業以外の分野の異業種の事業者・起業家の方々が持つノウハウや技術を活かして、水産資源を活用した起業や新ビジネスの事業化を支援している。
- 5 また、養殖業における他産業からの参入等については、養殖漁場の確保が鍵となることから、利用可能な漁場の存在等、参入の条件が整っている地域の情報を参入希望者が利用できるような情報提供の仕組みの整備や、地域の漁業者との調整を円滑に進めるためのモデル的な事例づくりを進める必要があると考えている。

- 6 水産業をめぐるのは、消費流通構造の変化や国際化の進展、水産物の世界的需要の高まりといった、新たな情勢変化にも直面していることから、こうしたビジネス環境の変化を的確に捉え、異業種で培った様々なノウハウを漁業でも活用して新たなビジネスモデルを構築していくことが大事だと考えている。

キャリア活用型再チャレンジプラン支援事業 【平成19年新規、2億8千万円】

【漁業分野への新規参入の促進】異業種のノウハウを活用した漁業分野での起業をサポート



(支援対象者)

漁業以外の分野から水産業に参入する者であって、起業し、異業種のノウハウに基づき生産、加工・流通、販売の分野に関するビジネスプランを策定し、ビジネスプラン審査委員会において認定された者。

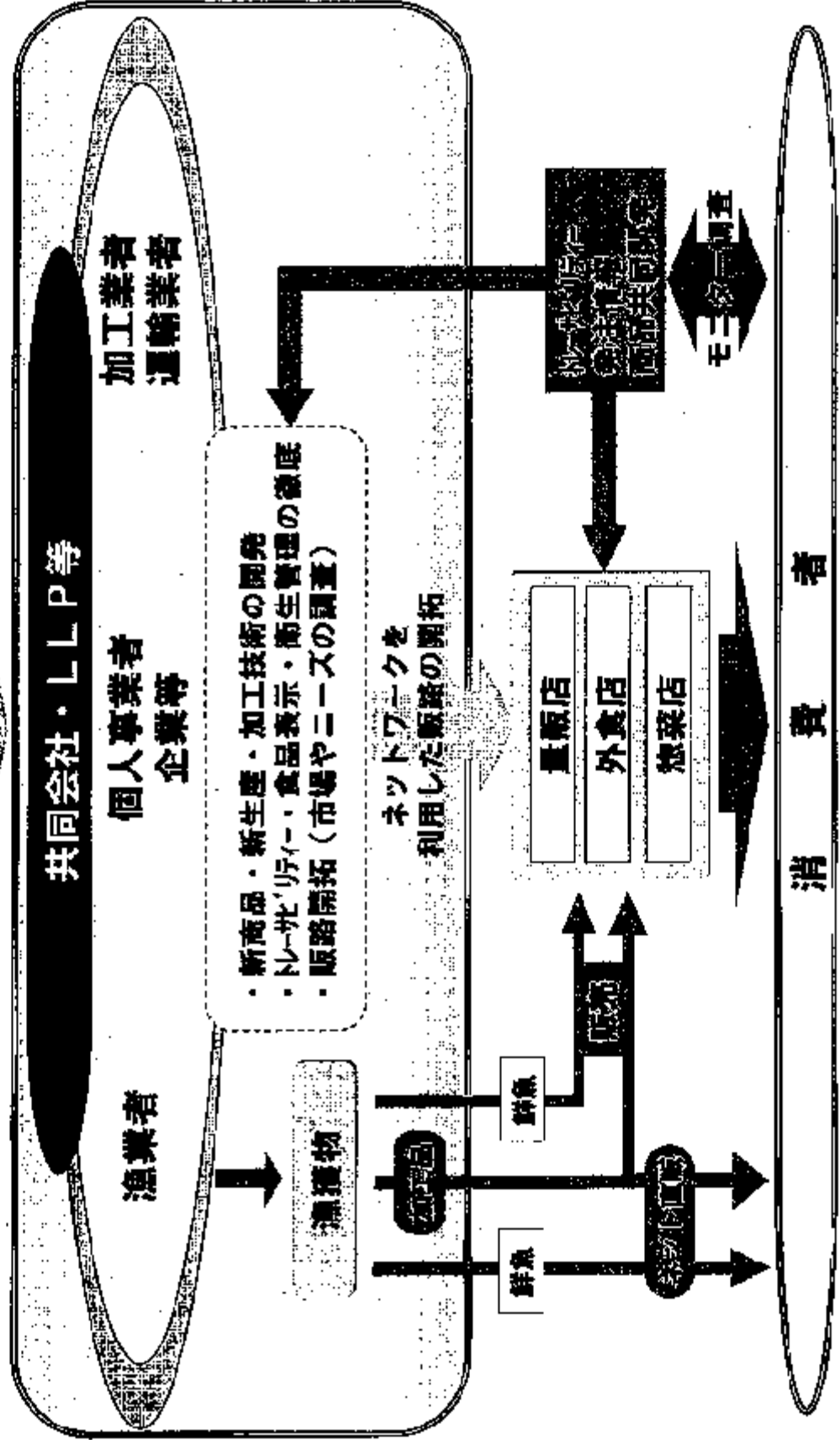
(支援対象となるビジネスプラン)

原則として生産から販売までを一気通貫で行うものとする。ただし、ビジネスプラン審査委員会において、新規性が高いと認定された場合は生産に加えて、加工、流通、販売のいずれかを1つ以上選択したのについて対象として認めることとする。

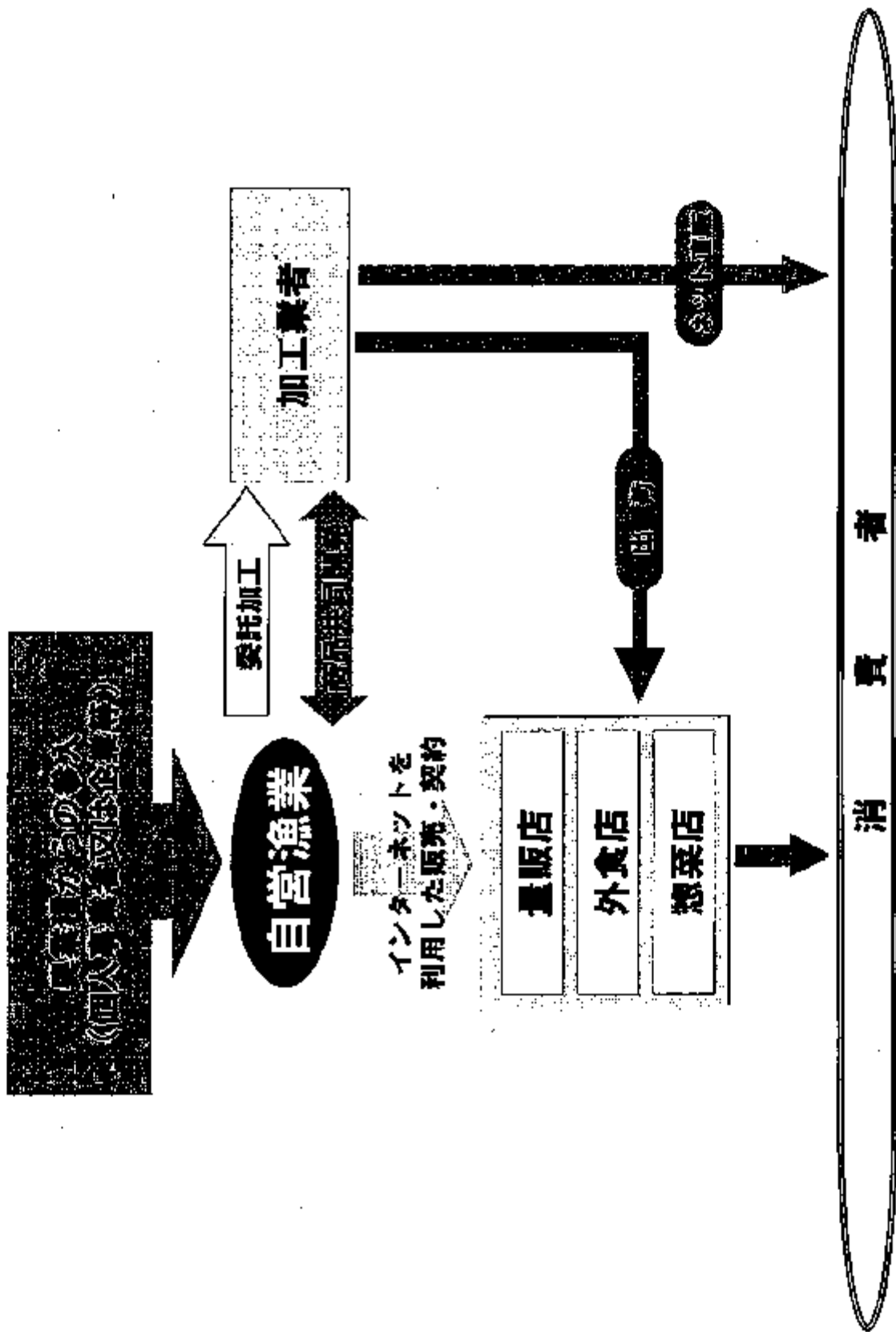
(参考)

モデル1 <漁業者との共同会社・LLP等による参入>

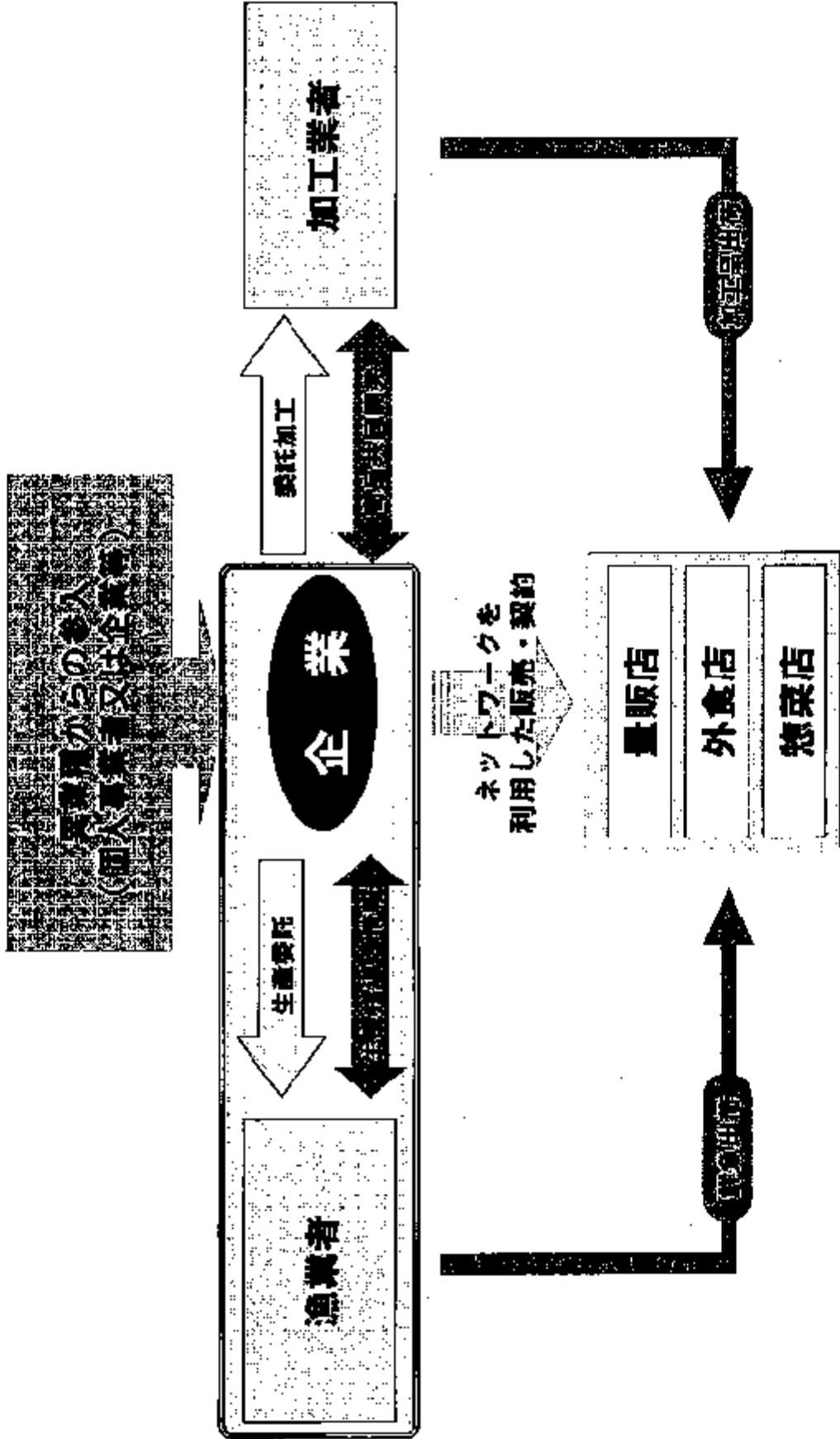
民業連からの参入
(個人事業者又は企業等)



モデル2<自営による参入>



モデル3<企業等の生産委託による参入>



II 国際競争力の確保等

4. 創業・参入拡大等への支援について

(2) (1)のとおり新規創業を積極化させるためには、創業時に要する資金調達を支援するののも一つの策である。事実、中小企業の創業支援においては、政策金融においても、民間金融分野においても、様々な融資制度が用意されており、それを利用しやすい環境が整備されている。現在、漁協及び農林漁業金融公庫において、どのような創業支援融資がなされ、制度化されているか、教示願いたい。

また、今後、新規創業を拡充させるべく、どのような創業支援融資の整備を図るべきとお考えか、伺いたい。

さらに、創業時等の資金調度を円滑化するためには、公的機関による充実した保証制度の存在が重要であるが、漁業における保証制度の内容等について、教示願いたい。

(答)

- 1 新規就業者については、沿岸漁業改善資金制度においては、都道府県は、青年漁業者等が漁業経営を開始するのに必要な資金の無利子融資を行っている。また、漁協系統資金である漁業近代化資金においては、漁船・漁具取得資金、施設資金、種苗資金等の漁業者を対象にした各資金を借り受けることが可能である。さらに、漁業近代化資金等の漁業系統資金からの貸付が困難な場合は、農林漁業金融公庫資金を借り受けることができる。
- 2 現行の制度は、漁業者が操業に必要な設備等の整備のため、長期・低利で借り受けることができる資金制度として定着しており、今後とも各種資金の利用を促進して参りたいと考えている。
- 3 漁業における保証制度としては、中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業者等の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行うとともにその保証等につき必要な資金の融通を行う制度が整備されている。

沿岸漁業改善資金 うち 青年漁業者等養成確保資金

1 趣 旨

昭和52年、米田等の水域設定に始まるいわゆる200海里時代の到来により、我が国漁業の中心的役割を担っていた遠洋漁業は種々の制約を受けるに至り、沿岸漁業の振興を図ることが重要な課題とされた。

沿岸漁業は、当時から、家族産産を中心とする小規模多数の経営体により担われており、自力による新しい生産技術の導入等が困難であること、海上作業には危険が多く伴うこと、漁家の生活環境は都市部に比べ著しく立ち遅れていること、若い後継者の確保が困難であること等、厳しい状況にある。

このため、沿岸漁業者等が自主的にその経営や生活の改善等を行うことを積極的に助長するため、沿岸漁業改善資金助成法により、都道府県に特別会計を設け資金造成し、沿岸漁業者等に対し無利子の貸付けを行うものである。

2 資金内容

①経営等改善資金 (近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保等のための施設の導入に必要な資金)

②生活改善資金 (漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金)

③青年漁業者等養成確保資金 (青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成に必要な資金)

ア 研修教育資金

青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修を受けるのに必要な資金

イ 高度経営技術習得資金

青年漁業者等が経営能力の高度化に資する近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を習得するのに必要な資金

ウ 漁業経営開始資金

青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金

3 事業実施主体 都道府県

4 事業実施期間 昭和54年度～

5 平成19年度貸付枠 (前年度貸付枠)
5,800百万円の内数 (5,800百万円の内数)

6 平成19年度予算額 (前年度予算額)
10,000千円の内数 (10,000千円の内数)

7 補助率 2/3以内

8 担当班及び内線番号
普及教育班 内線6779

(担当課:水産庁増殖推進部研究指導課)

中小漁業融資保証保険制度の概要

1. 制度のあらまし

(1) 創 設

中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき昭和27年度に創設

(2) 目 的

中小漁業者等の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行うとともにその保証等につき必要な資金の融通を行う制度を確立し、もって中小漁業の振興を図ることを目的とする。

(3) 仕 組 図

